

パブリック・コメント手続実施結果報告

様式3

番号	21-05
案件名	第2次中野区地域情報化推進計画のパブリック・コメント手続
意見募集期間	令和3年10月20日 から 令和3年11月10日まで

1. 提出方法別意見提出者数

提出方法	人（団体）数
電子メール	2
ファクシミリ	0
郵送	0
窓口	0
合計	2

2. 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方（同趣旨の意見は一括）

合計意見数	3 件
-------	-----

【マイナンバーカードについて】（3件）

No	提出された意見の概要	区の考え方
1	マイナンバーカードの普及とあるが、マイナンバーカードを使ってどのようなことができるのか。	①公的な身分証明書となる。 ②住民票の写しなどの証明書をコンビニエンスストアで取得できる。 ③行政手続がオンラインで行える。 ④健康保険証として利用できる。また、薬剤情報や特定健診の情報が閲覧可能となるため、お薬手帳を持参しなくても、医師や薬剤師に情報が適切に伝えられる。さらに、確定申告における医療費控除手続では情報が自動入力される。 今後は、運転免許証の搭載、マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載、e-taxとの連携による年末調整や確定申告の簡素化が予定されています。

2	マイナンバーカードは、作成しなければいけないのか。	マイナンバーカードの作成は義務ではありません。しかし、顔写真付きのマイナンバーカードは、公的な身分証明書となります。また、様々な手続きで活用できるなど、区民の利便性向上につながるため、普及の推進に努めています。
3	マイナンバーカードはたくさんの情報が入っているから、持つのが怖い。	マイナンバーカードの I Cチップには、必要最低限の情報のみが記録され、税情報や年金給付情報など、プライバシー性の高い個人情報は記録されません。しかし、マイナンバーカードの紛失・盗難にあった場合は、国設置のコールセンターに連絡するなど対応が必要です。

3. 提出された意見により変更した箇所とその理由

変更なし